平成２５年（フ）第１１６号
福島県郡山市緑ケ丘東４丁目３番地の４
債務者　平田　敦士
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第６８０号
神戸市中央区生田町４丁目６番19号　守本文化201号
債務者　小林美佐子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７４４号
神戸市中央区下山手通８丁目17番22号　吉本ハイム201
債務者　立岩　　友
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９号
熊本県荒尾市万田2002番地
債務者　田上　保二
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１５９０号
名古屋市北区稚児宮通２丁目30番地　第２前田ビル405号、申立時の住所名古屋市北区水切町４丁目51番地の３
債務者　稲垣　秀典
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６０号
青森県五所川原市大字漆川字浅井104番地22　コーポＫ３号
債務者　島村　富貴
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
青森県五所川原市字幾島町38番地２　北斗荘６号室
債務者　一戸　幸治
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
青森県八戸市大字白銀町字雷52番地18
債務者　島守　文子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
青森県八戸市大字白銀町字雷５番地５
債務者　島守　繁蔵
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
山口市阿知須3189番地
債務者　植杉　忠久
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
山口地方裁判所民事部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第９号
北海道稚内市中央４丁目５番８―402号
破産者　南場　克彦
1　決定年月日　平成25年10月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第２７７号
埼玉県越谷市東越谷１丁目22番地18　アイダハイツⅡ103号
破産者　柄澤　啓子（旧姓宮城）
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２８７号
埼玉県吉川市吉川団地５番５号102
破産者　古原　章代
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２９９号
埼玉県春日部市西金野井492番地10、住民票上の住所埼玉県幸手市緑台２丁目６番６号
破産者　田中　一範
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１３号
埼玉県草加市谷塚２丁目９番１号　サンファミリー徳岡503号室、住民票上の住所埼玉県八潮市大字南後谷20番地９
破産者　藤原　　瞳
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１４号
埼玉県八潮市大字南後谷66番地　村上マンション303
破産者　牧野　正幸
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３１５号
埼玉県八潮市大字南後谷66番地　村上マンション303
破産者　片岡美由紀
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２４号
埼玉県八潮市大字大瀬669番地２　アマーレ藍702、旧住所埼玉県八潮市大字大瀬382番地１
破産者　藤本百合也
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
埼玉県草加市長栄町755番地　グリーンコーポ102号
破産者　志村　朋子
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
埼玉県越谷市花田１丁目35番地29　スカーレット東越谷202号、旧住所埼玉県越谷市東越谷３丁目３番地17　クレールハイツ103
破産者　木村登志枝
1　決定年月日　平成25年10月15日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係